

(趣旨)

第1条 この条例は、河川法(昭和39年法律第167号)第86条第2項の規定に基づき、兵庫県河川審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 2級河川に関する河川整備基本方針の策定に関する事項
- (2) 2級河川の指定並びにその変更及び廃止に関する事項
- (3) 2級河川に関する水利調整に関する事項
- (4) その他2級河川に関する重要事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

(委員の任命及び委嘱)

第4条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 河川に関して学識経験を有する者
- (2) 県議会の議員
- (3) 市町の長
- (4) 河川に関して利害関係を有する者
- (5) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第5条 前条第1号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長)

第6条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関する特別委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

5 部会長の職務及び部会の会議については、第6条第3項及び前条の規定を準用する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初の審議会は、第7条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 則(平成10年3月12日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

兵庫県河川審議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 兵庫県河川審議会(以下「審議会」という。)の議事及び運営については、兵庫県河川審議会条例(昭和40年兵庫県条例第28号。以下「条例」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(議 事)

第2条 会長は、審議会の会議の議長となる。

第3条 会議において発言しようとする者は、名を告げ議長の許可を得なければならない。

(代 理 出 席)

第4条 条例第4条第3号から第5号までに係る委員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

2 代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。

(委員及び特別委員以外の者の出席等)

第5条 会長は、必要と認めるときは、委員及び特別委員以外の者を会議に出席させ、又は説明させることができる。

(会議の公開)

第6条 会議はその運営に関する議事を除いて公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、会議を公開しない旨の議決をしたときは、この限りでない。

(1) 情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

2 会議の公開に関して必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第7条 審議会は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する

(1) 審議会の日時及び場所

(2) 出席した委員及び特別委員の氏名

(3) 案件の内容

(4) その他会議において必要と認める事項

2 議事録は、議長及び議長が指名する委員1名が署名して確定する。

3 議事録は、会議を公開した場合にあっては公開とし、会議を非公開とした場合にあっては非公開とする。ただし、審議会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(附 則)

この要綱は、昭和41年6月8日から施行する。

この要綱は、平成13年9月19日から施行する。

兵庫県河川審議会公開要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県河川審議会運営要綱第6条第2項の規定に基づき、兵庫県河川審議会(以下「審議会」という。)の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 傍聴人とは、審議会の許可を得て、審議会を傍聴する者をいう。

(審議会の開催の周知)

第3条 審議会の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の一週間前までに一定の方法により、周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、審議会の名称、日時、場所、傍聴手続、その他必要な事項とする。

(傍聴人の定員等)

第4条 傍聴人の定員は20人とし、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は審議会の会長(以下「会長」という。)は審議会に諮って別に定員を決めることができる。

(傍聴の申出等)

第5条 傍聴を希望する者は、会議の当日、審議会の開会予定時刻の30分前までに、傍聴申出書に所要事項を記入の上申し出なければならない。

2 傍聴の受付は、先着順により行い、申出者が定員を超える場合は、審議会開会前に傍聴の申出順で抽選により決定する。

(傍聴証等の着用)

第6条 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴証の交付を受け、これを着用しなければならない。

(傍聴証の通用期限)

第7条 傍聴証は、交付当日に限り通用する。

(傍聴席)

第8条 傍聴席は、会長がこれを指定する。

(傍聴できない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
 - (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) 拡声器、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者(第10条第6号ただし書きの規定により、会長の許可を得た者を除く。)
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
 - (7) 酒気を帯びていると認められる者
 - (8) 異様な服装をしている者
 - (9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 会長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、事務局員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 会長は、前項の規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は審議会を傍聴することができない。ただし、同伴者が会長の許可を得た場合はこの限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻をするなど、示威的行為をしないこと。
- (4) オーバーコート類を着用しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会議室において写真撮影、録画又は録音をしないこと。ただし、事前に会長の許可を受けた場合を除く。
- (7) 会議室において携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (8) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (9) その他、会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて事務局員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人がこの規定に違反し、会長が退場を命じたとき。

2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはできない。

(報道関係者の取扱)

第13条 報道関係者は、第4条から第6条までの規定に関わらず、公開の審議会を傍聴することができる。

2 第8条から第12条までの規定は、報道関係者が公開の審議会を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年9月19日から施行する。

兵庫県河川審議会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、兵庫県河川審議会公開要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴の申出場所)

第2条 傍聴を希望する者は、会議の開催される会場の受付に申し出るものとする。

(傍聴申出書)

第3条 要綱第5条第1項に定める傍聴申出書は様式第1号とする。

(傍聴証)

第4条 要綱第6条に定める傍聴証は様式第2号とする。

(写真撮影、録画等の許可)

第5条 要綱第10条第6号ただし書きの規定により、会長の許可を得ようとする者（報道関係者を除く。）は、許可願（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成13年9月19日から施行する。